

# 作曲家への拡張ピアノ奏法に関する アンケート・インタビュー調査報告

「未来に受け継ぐピアノ音楽の実験」【ホール・リサーチ部門】

# 調查概要

# 調査目的

- 「拡張ピアノ奏法時のピアノガイドライン」作成のための調査として実施する
- 「拡張ピアノ奏法」を取り巻く創作や実施について、作曲家の現状や意識を把握する

# 調査対象

- アンケート

「『未来に受け継ぐピアノ音楽の実験』コンサート」委嘱作曲家 21名

- インタビュー

アンケート結果より調査対象となった、これまで拡張ピアノ奏法を用いた作品の発表経験者、今回の委嘱作品が初めての発表作品だった未経験者 計8名

# 調査方法、期間、回答数（率）

- 調査方法：オンライン・アンケートへの回答
- 調査期間：2021年5月1日~5月30日（アンケート）  
2021年7月1日~8月31日（インタビュー）
- アンケート回答数（率）：21件（100%）

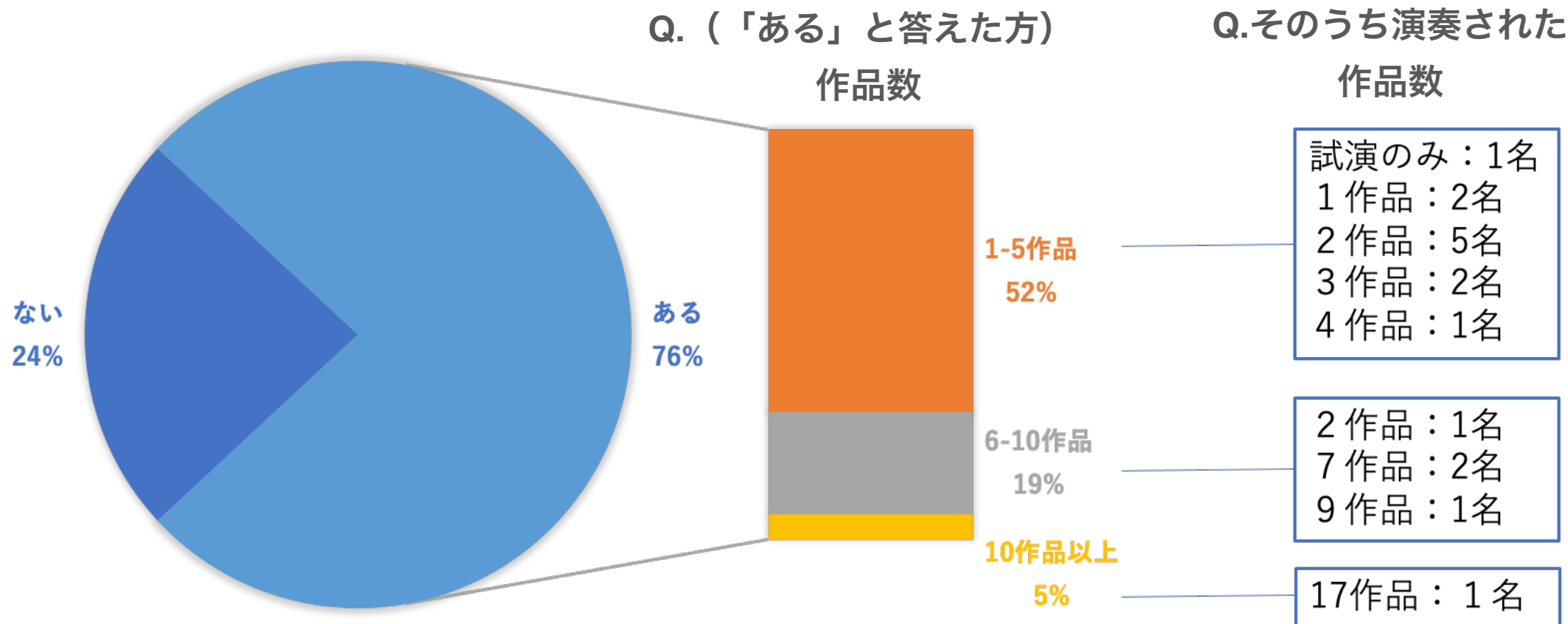
# アンケート調査

# アンケートについて

- 「『未来に受け継ぐピアノ音楽の実験』コンサート」の委嘱作曲家を対象とし、当プロジェクト<ホール・リサーチ部門>が目指す「拡張ピアノ奏法時のピアノ管理ガイドライン」の作成の資料、及び、個別インタビューの予備調査としてアンケートを行った
- 回答は、当コンサートに作品を提出した作曲家21名全員から得られた
- 自由記述の回答は、収集した情報をカード化し、同じ系統のものでグループ化することで情報の整理と分析を行うKJ法の手法を用いて、文脈ごとのグループ化を試みた
- 個人が特定及び推測できる回答について、固有名詞を一般名詞に置き換えた（差し障りのないと判断したものはそのまま表記した）
- 口語体は文語体に統一した

## 全員への質問

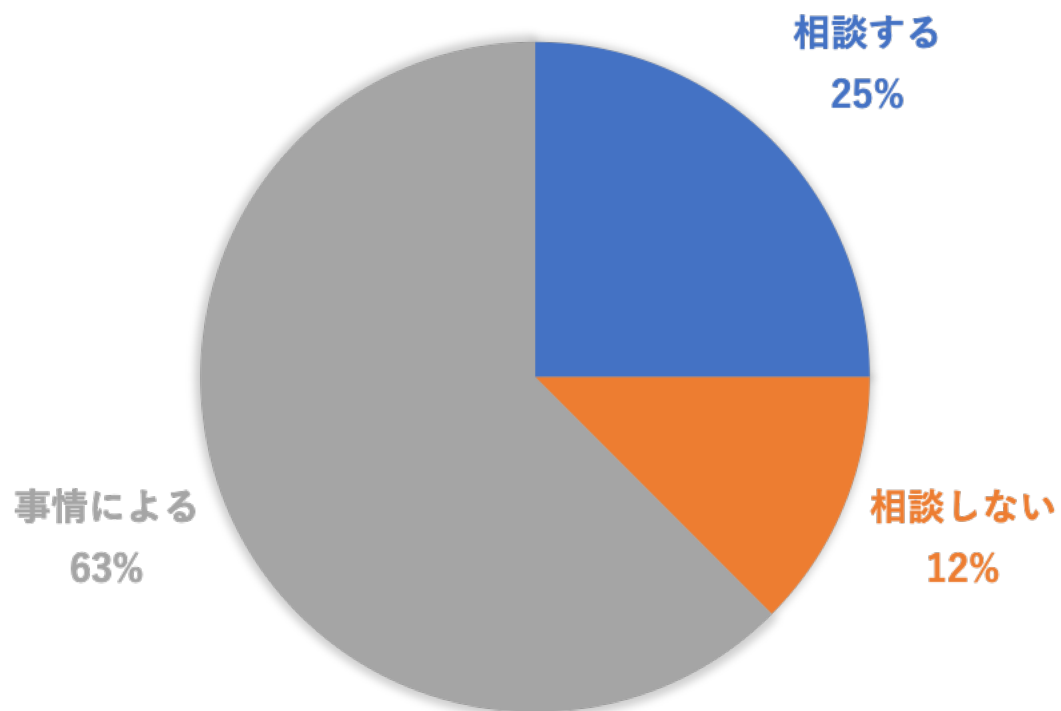
Q.これまで、拡張ピアノ奏法（特殊奏法）を用いた作品の作曲経験はありますか（今回の作品を含まない）



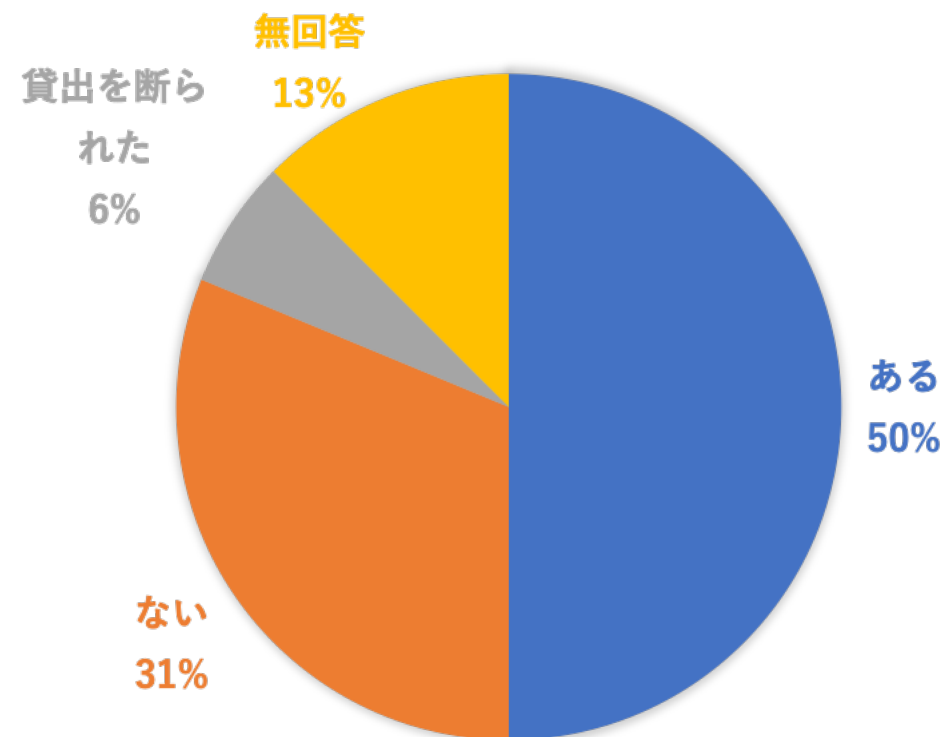


## ホールに関する質問（拡張ピアノ奏法での作曲経験者への質問のつづき）

作曲過程でホール管理者に事前に相談しますか？



ホールから要望はありましたか？



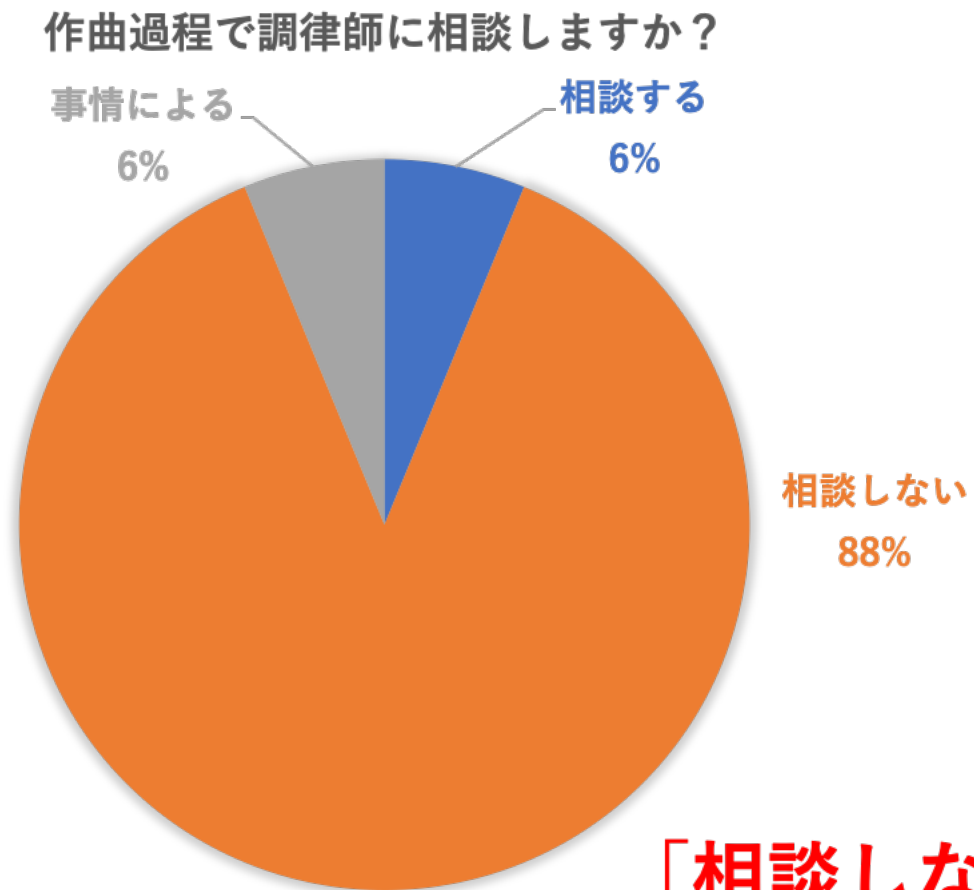
**「相談する」は2.5割**

## ホールに関する質問（拡張ピアノ奏法での作曲経験者への質問のつづき）

### ホールへの相談についてエピソードなどがありましたらご記入ください

- テグス+松脂で弦を直接擦る際、響板に松脂が落ちるため該当箇所に紙を敷く方法をホール管理者よりリクエストがあり、それに従った
- （ホール職員との）話し合いの末、職員の立ち会いのもと、許可が降りた
- スタジオ200でのコンサートで、ピアノ使用に関する厳しい規定はなかったように思う
- 特殊な道具を用いた時、鍵盤のダンパーにダメージがないか確認された
- 内部奏法可のピアノを用意されたがソステヌートペダルがなかったので、別の箇所を急遽変更するなどして対応した
- きちんと相談すると、ホール側は協議が面倒なので断る傾向にある。”なんとなく”小出しにして相談したほうが、許可を得られるイメージがある

## 調律師に関する質問（拡張ピアノ奏法での作曲経験者への質問のつづき）



## 相談事項について調律師から提案はありましたか？

あった : 1名 → 金属のものは控えて欲しい  
なかった : 1名

**「相談しない」が8割超える**

# 今回の作品について、一番に念頭においた事は何ですか？

(ex. 新規制、新奇性、再現性など) 自由記述方式

- ① 拡張ピアノ奏法を意識しない（自らの作曲スタイルを重視）：12
- ② 拡張ピアノ奏法を重視：5
- ③ 再現性：4
- ④ （楽器としての）ピアノの拡張：1

→4つのグループに分類された（数は人数ではなく、カウント数）

拡張ピアノ奏法を特別視することなく作曲した傾向が見られた

# 念頭においた事ー4つのグループ

## ① 拡張ピアノ奏法を意識しない（自らの作曲スタイルを重視）

- 明快なコンセプトがあり、それが実現できていること
- 音色が変化していくプロセス
- 演奏体系(打鍵から音響に至るシステム)の転位
- 特別な奏法として考えることなく、自身の語法から思考すること
- 拡張ピアノ奏法をピアノ奏法のひとつとし、特別視しないこと
- プリペアドも重要視したが、その特殊な音色でまた新しい世界を作る事を念頭に置いた
- 響きを聴きとどけるということ
- 作品が要請する事（作品・音楽としての必然性）
- 身体性
- 内部奏法それ自体に新奇性はないと感じているので、内部奏法であるということにのみ主眼を置くのではなく、自然体で作曲しようと考えた
- 不確定で多様な響きを生み出す奏法の組み合わせと、その響きに応じて自由にパフォーマンスを変えられる即興性
- 曲の一部のミュートされた単音の使用のみ。自分の作品のイメージが一番に念頭におかれている

# 念頭においた事ー4つのグループ

## ② 拡張ピアノ奏法を重視

- 拡張された奏法をどのような音楽的なコンテキストで用いるか
- 内部奏法が作品のコンセプトとして本質的なものであること
- いかに関張奏法を用いるか
- 企画全体として、これまでにない、新しい拡張奏法の可能性を提示することが求められていると考えたで、それを実現した

## ③ 再現性

- 再現性
- 準備の容易さ、再現性
- 極めて安全性が高く効果的なプリパレーション
- 結果として再現性は高いかもしれない

## ④ (楽器としての) ピアノの拡張

- ピアノという楽器の新たな側面の再発見

拡張ピアノ奏法について要望することは何ですか？ ホール、調律師、演奏者、今後の展望などについて自由にお書きください

- ① 拡張ピアノ奏法の一般化（それに伴う環境）： 1 1
- ② 教育の必要性： 4
- ③ 3者（作曲家・ホール関係者・調律師）のコミュニケーションの必要性： 4
- ④ 作曲家及び周辺者への戒め： 4
- ⑤ 情報提供の必要性： 3
- ⑥ 研究的取組みの必要性： 2
- ⑦ 特異性の担保： 1

→ 7つのグループに分類された（数は人数ではなく、カウント数）

拡張ピアノ奏法について要望することは何ですか？ ホール、調律師、演奏者、今後の展望などについて自由にお書きください

- 認知されていた「特殊奏法」という呼称から、特異性を担保するため一般化を疑問視する声も一部ある中、「一番念頭に置いた事」への質問の回答に引き続き、**拡張ピアノ奏法の一般化、それに付随する環境の整備**に関する発言が多くみられた
- **3者コミュニケーションや、情報提供、研究活動の必要性**など、当プロジェクトの活動理念に通ずる発言があった
- 一方で、**作曲家自身の行動や意識に対して**、もしくはその周辺者に対する**戒め**とも取れる言葉が見受けられた



# 要望 - 7つのグループ

## ① 拡張ピアノ奏法の一般化（それに伴う環境）

- 必要な時に拡張された奏法を用いることができるピアノがあること（ホール）
- 拡張された奏法が音楽的に正しく理解され、より一般的なものとして普及すること（演奏者）
- 使用が見込まれるホールには、拡張奏法用のピアノを設備してもらいたい
- 創作過程においてよりコンセンサスを取れる環境
- ピアノを傷めない奏法に対してはもう少し寛大になってほしい（ホールへの要望）
- 内部奏法を用いるのが当たり前になり、常にもっと自由にピアノが演奏されうる環境があれば、作曲者の創造性もそれに合わせて拡張されていくのではないかと思う
- 拡張奏法自体を、表現法のひとつとして、普通の奏法と同じように認めてほしい
- 作曲しながら演奏の可能性、実現性を確認できるのは、作曲者にとって大変助かる
- 調律師が開発した、弦を痛めないプリパレーション道具は、ヤマハホールで普通のピアノで使用許可が出たそうだが、もしも他の通常のホールでも一般的に使用できるようになるなら理想的だと思う。普通のホールは無条件で完全NGなので、それが、条件により可能となるようになるなら、ありがたい
- 日本でもまた拡張ピアノ奏法が認められるといいと思う
- ホールにどこまで効力があるのか、どうやってこれを一般化していったらいいのか、みんなで戦略的に考えていく機会が欲しいと思う

# 要望 - 7つのグループ

## ② 教育の必要性

- 大学などでピアノ、作曲を学ぶ人達への教育もあった方がよい
- 拡張ピアノとしての使用法に関して、ホール運営者の理解を得るための、調律師による講習などがあれば良いと思う
- きちんと今回の3年間にわたる講義のような形で学び、演奏家や企画者がピアノの害になることをするような無責任な人がいなくなったら、それは可能になってくると思う
- 音色や奏法が身近になる体験が大切だと思い、これまでやってこられた奏法のワークショップ、コンサートシリーズを続けて欲しい

# 要望－7つのグループ

## ③ 3者コミュニケーションの必要性

- まず後世の人が日本の現代ピアノ曲を研究したとき、内部奏法がない作品が多い理由として、ホールの制約があるためというのは明らかにおかしいし、ピアノ作品の可能性を狭めることになると思う。しかしながらホールの立場に立てば違う面も見えてくる。つまりこれが特定の奏者のために作曲する場合は、その奏者と様々な奏法について相談できるが、ホールの場合は違っただろう。なぜなら、その楽器が個人所有の楽器ではないからだ。つまり個人所有の楽器の場合は、その奏者と話し合っ解決することもあるが、ホールの管理者の場合は、個人の所有ではない楽器に対して何か意見を挟むことはできないし、今までとは違ったことをやることに対して抵抗があるのも、ある程度は理解できる。何かあった際、その責任を取れないからだ。したがってホール側の偏見と固定概念を取り除くためには、今回のように、調律師、演奏家、作曲家と様々な立場からの丁寧な実施と説明、そしてそれぞれの立場を尊重して事を進める地道な作業が必須だと思う。個人的な友情関係などでは進められない分、丁寧なコミュニケーションが大切であるう
- ホール側意からの意見や、調律師さんや演奏家の方から実際に奏法を行う際の確認やアドバイスを伺ったり、双方向にコミュニケーションをとりながら作曲できる環境がある事は大切だと感じる
- 奏法アイデアの何か特別な発想があるときに、ホール、調律師、演奏者に相談できる状況、環境があると良いと思う。作曲しながら演奏の可能性、実現性を確認できるのは、作曲者のにとって大変助かる
- 拡張ピアノ奏法について、(特に)公共ホールにおいては仕事の範囲外のことは責任を持ってないので受け入れない、というのはまずはもっともだと思ふ。よって、ホール管理者が拡張ピアノ奏法についての知見を得ることで、拡張ピアノ奏法が「仕事の範囲内」化するのが進むと良いと思ふ。また、拡張奏法によりピアノが破損しないように、調律師さんが監督する、といった業務(職域)分担なども検討出来そうにも思ふ

# 要望 - 7つのグループ

## ④ 作曲家及び周辺者への戒め

- 芸術性の名の下にめちゃくちゃなことをやることは控えるべき
- 作曲家の側も、その作品のアイデアにおいて内部奏法のような様々なリスクの高い奏法を使う以上、それが作品にとって本質的に意味があるものとなるように、慎重にアイデアを練る必要があるかなとも思う
- 「ピアノが傷む」事について、皆、勝手な事を言っている。つまり、何をするとどう傷んで、それがピアノの音や耐久性にどれほど影響があるのか、について、きちんとしたリサーチが無いまま、経験的に、しかも断定的に語っている。この件で相談を受けることが多い（と思われる）調律師も同様なので、とても困る。
- 拡張ピアノ奏法の可否に関する判断は、ピアノの保守の問題として語られる事が多いが、その背景に、各関係者が、表現の場にどうかかわるかという、自分の主体性を支える思想の問題も大きくかかわっている。各関係者は、それが問われている（あるいはその不在が告発されている）ことを意識しているだろうか？
- 拡張奏法はグランドピアノを自由に用いる環境にある人しか用いることができず、そのため拡張奏法を「拡張」できず、一時期の流行だけで終わる危惧があると感じる

# 要望 - 7つのグループ

## ⑤ 情報提供の必要性

- 調律師によっても判断がまちまちなので、調律師団体などでのある程度のガイドラインがあると良いかも
- ピアノの機種によって可能・不可能な奏法があるので、特に初演の場合、そこで使われるピアノのスペックについては詳細に知りたい。事前に、奏法の可能性（許可が降りるかどうか、だけでなく、物理的にその奏法がそのピアノで可能なのか、と言ったことも含めて）相談できるルートがあると助かる（今回は演奏者に助けていただいたが）
- 楽器により、ホールの音響空間によって条件が大きく変わってくるので、どんなことがどこまでできるのか、事前に相談、確認できることが望ましい

## ⑥ 研究的取組みの必要性

- コンサートをよく企画する側としては、ピアノのために過去の作品で取り上げられない作品がよくあるということが多いので、こうした活動は大変ありがたい
- 日本でも海外でも様々な拡張ピアノ奏法を用いた作品がこれまで多く作られてきたが、それらにおける再現性や実際の効果、代替手段はあるか、等のリスト化みたいにまとめていけたら良いと思う

## ⑦ 特異性の担保

- 一部の人たちしか拡張奏法を用いないからこそ、拡張奏法の「特異性」を保っているとも思う。要望は特にはない。今のままでよいのでないだろうか

# 回答に対するまとめと考察

- これまで広く認識されていた「特殊奏法」が拡張ピアノ奏法として一般化された時、現代の音楽が持つ特異性をどのように担保するか（特異性の担保）という視点もありつつ、大半の作曲家は拡張ピアノ奏法を特別視することなく、自らが求める表現手段の一つとして扱っている、もしくは扱いたいと望む傾向が明らかとなった
- 作曲家とホール関係者、作曲家と調律師とのコミュニケーションが希薄であることが可視化された
- 作曲家が望む拡張ピアノ奏法の一般化、それに伴う環境を整備するために、音楽家や学生及び関係者が拡張ピアノ奏法への理解を深め（教育の必要性）、無責任な行動をとることなく（作曲家及び周辺者への戒め）、ホール関係者、調律師とのコミュニケーションを深める（3者コミュニケーションの必要性）必要性を感じていることが明らかとなった
- コミュニケーションに必要なホールの情報やピアノに対する知識（情報提供の必要性）、知見を集めたデータベース（研究的取組みの必要性）を必要とすることから、当プロジェクトの意義も再認識できた

# インタビュー調査

# インタビュー

- 作曲家が拡張ピアノ奏法の実施に関して施設や調律師に相談するが2割程度だったアンケート結果を踏まえ、ホールや調律師との希薄な関係性について詳しく調査するため、インタビューを行った
- 「『未来に受け継ぐピアノ音楽の実験』コンサート」の委嘱作曲家から、これまで拡張ピアノ奏法を用いた作品の発表経験者、今回の委嘱作品が初めての発表作品だった未経験者の中から計8名を対象とした
- 以下の質問を軸に、一人ずつ約1時間程度の半構造化インタビューを行った
- 1) 作曲家を志したきっかけ、2) ピアノの拡張ピアノ奏法を知ったきっかけ、3) 初めて拡張ピアノ奏法を用いた時のエピソードについて、4) これまで行なった拡張ピアノ奏法について、具体的な奏法について、また、それに付随するエピソードについて、5) 今回の作品について、プロセス（アイデアのきっかけ、制作過程、演奏家とのやりとり等）6) 拡張ピアノ奏法を用いた作品を作曲する際に苦労する点、7) 過去、実際に拡張ピアノ奏法を用いた作品を上演する際に苦労した点、8) 反対に、楽しみ・喜びを感じた点、9) 拡張ピアノ奏法という演奏表現についてどのように考えているか、10) 拡張ピアノ奏法に対するルールや規範について、あるとするならば、どのようなものを望んでいるか、11) 調律師やホール側から奏法に対する提案があった場合受け入れるか」



# 結果

ホールや調律師との希薄な関係性についてインタビュー調査した結果、イメージや心理的な負担から予め摩擦を回避する態度が見られた。また、アンケートの結果に上がった「教育の必要性」と「作曲家及び周辺者への戒め」の関係性と、新たにレンタルピアノや道具に関する問題が浮かび上がった。

< 発言のカテゴリー >

- ① 拡張ピアノ奏法の一般化（それに伴う環境）
- ② 教育の必要性⇔④作曲家及び周辺者への戒め
- ③ 3者（作曲家・ホール関係者・調律師）のコミュニケーションの必要性  
→コミュニケーションのズレ、摩擦を回避
- ⑤ 情報提供の必要性
- ⑥ 研究的取組みの必要性
- ⑦ 特異性の担保
- ⑧ レンタルピアノの選択と弊害
- ⑨ 道具（素材）の問題

# ① 拡張ピアノ奏法の一般化（それに伴う環境）

- 作曲家が求める「音・音楽」を実現する手法の一つに拡張ピアノ奏法がある
- 拡張ピアノ奏法を用いた名作の埋没に対する懸念

## 【考察】

作曲家によって作曲のプロセスやスタンスはそれぞれ理由はあるが、「特殊奏法（拡張ピアノ奏法）の必然性があれば用いる」「音を追求した結果」「ピアノの音を持つイメージを変える（他の楽器のように扱う）など、作品創作の過程で生まれたイメージやコンセプトを表現する手段として拡張ピアノ奏法があり、**選択可能な手段の一つ**として考えている。また、優れた作品が拡張ピアノ奏法を伴うことにより実施が困難なため、発信できないもどかしさも感じている。そのため、拡張ピアノ奏法の一般化や実現する環境の向上を望んでいる。

## ②教育の必要性⇔④作曲家及び周辺者への戒め

- 「①拡張ピアノ奏法の一般化」実現のためには、ピアノにストレスをかけず、傷めずに実施する正しい知識と技術が必要である
- モラルのない音楽家の存在と危惧
- 知識と技術を持った音楽家であることを証明することが必要
- 将来、日本における拡張ピアノ奏法の演奏や新作の乏しさが「公共施設の受け入れ拒否」に起因する歴史となることへの危機感

### 【考察】

作品にとって必要な「音」なのか評価されることを音楽家は意識している。また、音楽家は、ピアノを傷をつけたり、壊したりすることが目的ではなく、教育によって得られた正しい知識と技術を証明し、関係者の信頼得る必要性を感じている。

# ③ 3者（作曲家・ホール関係者・調律師） のコミュニケーションの必要性

- ホールの使用許可が降りないことによる拡張ピアノ奏法への動機の低下
- 音楽家とホール関係者・調律師との拡張ピアノ奏法についての認識のズレ（拡張ピアノ奏法か否か）
- ホール関係者・調律師の提案を必要に応じて取り入れたい
- 軋轢、交渉、過去の経験、マイナスのイメージからくる相談の回避→誰に相談すれば良いかわからない

## 【考察】

ホール関係者・調律師とのコミュニケーションや、認識のズレから音楽家が抱く「拡張ピアノ奏法は認めてくれない」という心理的負担、適切な相談者が不明である点が相談率の低さに起因しているのではないか。

作曲家自身は、相談の場が設けられ、ホール関係者や調律師に奏法について提案があった場合、前向きに応じる姿勢があり、3者のコミュニケーションの必要性を感じている。

## ⑤情報提供の必要性

- ホールによって、可能なこと不可能なことの一覧表のようなものがあらかじめ欲しい
- 誰に相談すれば良いか、窓口のようなものが欲しい

### 【考察】

拡張ピアノ奏法を受付ないことが問題なのではなく、「なぜ、不可」なのか、明示されていないことで、音楽家が混乱している印象がある。

一方、ホール側の情報提供と同様に、音楽家側も楽譜、音源、使用する道具など、過不足なく情報を伝える必要があるのではないかと。

## ⑧ レンタルピアノの選択と弊害

- やりたいことを優先する場合は、ホールのピアノを使用することよりも、実施可能なピアノをレンタルすることを選択する
- ホールのピアノが使用できない場合、ピアノをレンタルしていたが、メーカーの違いによってペダルの仕様が異なり、当日、対応に難儀した
- レンタルピアノの状態が悪く、想像した音色が出なかった

### 【考察】

音楽家は、これまで拡張ピアノ奏法を実施するための解決方法として、レンタルが主流であったが、ピアノ自体の状態が音色に影響することや、短時間のリハーサルで予備知識のないピアノを調整することの難しさなどリスクが負担となっている。観客に最善を提供する義務として、**ホールのピアノを使う意義と拡張ピアノ奏法の実施についてホール側の姿勢を提示する必要性**があるのではないか。

# ⑨道具（素材）の問題

- 作曲家はピアノに負担のかからない道具や使い方について試行錯誤している
- 必要とする音や現象の実現方法がわからなかったが、調律師が使う道具によって解決したこともある
- 20世紀の作品ですら、作曲家が指定した道具が入手困難となっている。この道具や素材を使えば万能的に解決する、という問題ではなく、音と素材の関係を探求することに意味がある

## 【考察】

それぞれの立場から、拡張ピアノ奏法の実施について、奏法は無論、道具や素材について何が最適か試行錯誤を重ねている。しかし、それは標準化へ向かうことが目的ではなく、ホールの環境やスタンス、ピアノの状態などを含めてそれぞれの立場から最適な答えを協働で導き出す行為が生まれることに目を向ける必要があるのではないか。

# 考察のまとめ

- 音楽家にとって拡張ピアノ奏法は選択可能な手段の一つである
- 正しい知識と技術を証明し、関係者の信頼得る必要性がある
- 「拡張ピアノ奏法は認めてくれない」という心理的負担、適切な相談者が不明である点が相談率の低さに起因しているのではないか
- ホール側が「なぜ、不可」なのか、情報が明示されていないことで、音楽家が混乱している印象がある。同時に音楽家も過不足なく情報を提示する必要があるのではないか
- ホールのピアノを使う意義と拡張ピアノ奏法の実施についてホール側の姿勢を提示する必要性があるのではないか
- 標準化へ向かうことが目的ではなく、ホールの環境やスタンス、ピアノの状態などを含めてそれぞれの立場から最適な答えを協働で導き出す行為が生まれることに目を向ける必要があるのではないか



# 今後の課題

- 3者（作曲家・ホール関係者・調律師）それぞれの立場から最適な答えを協働で導き出す行為が生まれるために、情報を共有するシステムの構築する必要がある⇒ガイドラインの作成が急務
- 「拡張ピアノ奏法」について、日本現代音楽協会、全国公立文化施設協会、日本ピアノ調律師協会など、それぞれの領域で情報や知識の共有が行われるよう働きかける必要がある⇒地域的な情報格差についても解消しなければならない
- 音楽家が思う「安全」とホール・調律師にとっての「安全」のズレから生じる齟齬を解消するためには、検証が必要であり、時間をかけて情報を蓄積する必要がある⇒ホールにおけるピアノ管理の根本を見直す必要がある